

氏名 _____

令和元年11月5日実施 東北運輸局（各都市共通）

法令試験問題

解答用紙

問1

①		②		③		④		⑤	
---	--	---	--	---	--	---	--	---	--

問2

1		2		3		4		5	
6		7		8		9		10	
11		12		13		14		15	
16		17		18		19		20	
21		22		23		24		25	
26		27		28		29		30	
31		32		33		34		35	

令和元年11月5日 東北運輸局法令試験問題

(各都市共通)

(注釈)

試験問題中「個人タクシー事業」等の語句の意味は、それぞれ次のとおりとする。

- ・ 「個人タクシー事業」… 一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）
- ・ 「事業者」… 一般乗用旅客自動車運送事業者（1人1車制個人タクシー）
- ・ 「タクシー」… 一般乗用旅客自動車運送事業用自動車

問1. 次の法令等の（ ）にあてはまる適切な語句を下欄から選んで、解答欄にその記号を記入して下さい。

旅客自動車運送事業運輸規則第22条（乗務距離の最高限度等）

1 交通の状況を考慮して地方運輸局長が指定する地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者は、次項の規定により地方運輸局長が定める乗務距離の（①）を超えて当該営業所に属する運転者を事業用自動車に（②）させてはならない。

2～3 （略）

道路運送法施行規則第10条の4（一般乗用旅客自動車運送事業に係る影響が小さい料金の届出）

1 （略）

2 法第九条の三（※）第三項の規定により料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した料金設定（変更）届出書を提出するものとする。

（※一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 設定又は変更しようとする料金を適用する（③）

(3) 設定又は変更しようとする料金の種類、額及び（④）（変更の届出の場合には、新旧の料金（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）

(4) （⑤）

ア 配車	イ 乗務	ウ 能力	エ 駐車
オ 時間	カ 適用方法	キ 許容範囲	ク 最高限度
ケ 車種区分	コ 営業区域	サ 実施届出日	シ 営業所
ス 実施予定日	セ 内容	ソ 限界速度	

問2. 次の記述のうち、適切なもの正しいものには○を、適切でないもの誤っているものには×を、解答欄に記入して下さい。

1. 道路運送法には、法人タクシー事業及び個人タクシー事業の2つの事業が、一般乗用旅客自動車運送事業であることが規定されています。
2. タクシーの運賃料金メーター器が故障したため新しいメーター器に変更する場合、運賃及び料金の変更認可の手続きは必要ありません。
3. 個人タクシー事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割り戻しをしてはいけません。
4. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、原則、運送の申込みを受けた順序で旅客の運送を行わなければなりません。
5. 個人タクシー事業者の自動車車庫について、その位置に変更がないものの、収容能力が5㎡大きくなりました。この場合、事業計画変更の手続きは必要ありません。
6. 事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければなりません。
7. 個人タクシー事業者が、営業区域内で乗車した3人の旅客のうち、1人を営業区域内で下車させ、残りの2人を営業区域外の別々の場所で下車させる運送行為は、道路運送法違反ではありません。
8. 道路運送法では、輸送の安全及び旅客の利便の確保のために事業者が遵守すべき事項は、法律に規定するもののほか国土交通省令で定めることが規定されています。
9. 一般旅客自動車運送事業者の事業について、旅客の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認められたときは、事業計画の変更等を命ぜられることがあります。
10. 個人タクシー事業の譲渡及び譲受の場合に限っては、譲渡価格が記載された譲渡譲受契約書があれば、認可を受けなくてもその効力が生じることが道路運送法に規定されています。
11. 一般乗用旅客自動車運送事業者が道路運送法に基づく命令に違反したときは6月以内において期間を定めて事業の停止を命ぜられることがあります。

12. 道路運送法の規定では、許可に期限を付すことができるとされていますが、認可には期限を付すことができないとされています。
13. 一般旅客自動車運送事業の運送約款に定める事項には、運送責任の始期及び終期が含まれています。
14. 個人タクシー事業者は、氏名及び住所を明らかにした者から運輸に関する苦情の申出を受け付けた場合、一定の事項を記録し、かつ、その記録を2年間保存しなければなりません。
15. 身体障害者補助犬及びこれと同等の能力を有すると認められる犬並びに愛玩用の小動物をタクシー車内に持ち込む旅客に対しては、運送の引受けを拒絶することはできません。
16. タクシー乗務員は、乗務中に事故、著しい遅延その他の異常な状態が発生した場合、乗務記録にその概要及び原因を記録しなければなりません。
17. 個人タクシー事業者は、乗務した事業用自動車の走行距離計に表示されている乗務の終了時における走行距離の積算キロ数を、乗務記録に記録しなければなりません。
18. タクシー事業者は、原則として、タクシー車両に応急修理のために必要な器具及び部品を備えなければ、当該タクシー車両を旅客の運送の用に供することはできません。
19. 営業区域外を空車走行する場合、タクシー運転者には「回送板」の掲出が義務付けられています。
20. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業等報告規則の規定により「事業報告書」及び「輸送実績報告書」を毎年5月31日までに提出しなければなりません。
21. 個人タクシー事業者が、その事業を60日間休止した場合には「運転日報」にその旨を明記することにより、道路運送法第38条第1項の規定による「事業の休止届出書」を提出する必要はありません。
22. 個人タクシー事業者が、許可等を受けた日又は前回の期限更新の決定がなされた日から当該申請書提出時の期限更新の決定がなされる日までの間に、旅客自動車運送事業等報告規則に基づく輸送実績報告書を提出していない場合、個人タクシー事業の更新後の許可期限は1年後とされます。

23. 身体障害者割引は身体障害者福祉法による身体障害者手帳を所持している者に適用するものとし、営業的割引条件にも該当する場合は重複して適用します。
24. 運賃改定とは、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）が定める運賃適用地域において普通車（普通車の車種区分がない地域においては地方運輸局長の定める区分による車種別）の最も高額な運賃よりも高い運賃を設定することをいいます。
25. 自動車の使用者の変更の場合、道路運送車両法の規定に基づく移転登録の申請をしなければなりません。
26. 自動車の所有者の変更の場合、新所有者は、その事由があった日から30日以内に変更登録の申請をしなければなりません。
27. 道路運送法の規定に基づく「事業の休止」中であっても、道路運送車両法の規定する継続検査を行うことができます。
28. 道路運送車両法の規定で、自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項に変更があったときは、その事由があった日から30日以内に、当該事項の変更についての手続きをしなければなりません。
29. 自動車点検基準に規定する日常点検基準においては、タクシー車両のウインド・ウォッシャー及びワイパーについては、走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行えばよいこととなっています。
30. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示では、タクシーに備える停止表示器材は、夜間200メートルの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものとされています。
31. 死亡事故を起こしても被害者側と示談が成立する見込みがある場合又は直ちに示談が成立した場合は、自動車事故報告規則の規定に基づく報告書の提出は、行わなくてもかまいません。
32. 個人タクシー事業者は、業務中に疾病によりタクシーの運転を継続することができなくなる自動車事故を引き起こした場合、死傷者が生じていなければ自動車事故報告書を提出する必要はありません。
33. 個人タクシー事業者は、タクシーを運転中に自動車が転覆・転落する事故を引き起こした場合、3ヶ月以内に自動車事故報告書を提出しなければなりません。

34. 個人タクシー事業者は、交付を受けている個人タクシー事業者乗務証の記載事項に変更があった場合は、直ちにその訂正を受けなければなりません。
35. 個人タクシー事業者は、個人タクシー事業者乗務証をタクシーの前面ガラスの内側に、個人タクシー事業者乗務証の表をタクシーの外部に、裏を内部に向けて、利用者に見易いように表示しなければなりません。

令和元年11月5日実施 東北運輸局（各都市共通）

法令試験問題模範解答

※ この模範解答は運輸局が公式に発表したものではなく、日個連東京都営業協同組合組織維持対策室にて判断・作成したものです。運輸局の見解とは異なる場合もあり得ますので、予めご了承下さい。

問1

①	ク	②	イ	③	コ	④	カ	⑤	ス
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

問2

1	× 運3	2	○ 運9-3	3	○ 運10	4	○ 運14	5	× 運15
6	○ 運16	7	○ 運20	8	○ 運27	9	○ 運31	10	× 運36
11	○ 運40	12	× 運86	13	○ 運施12	14	× 輸3	15	○ 輸13+52
16	○ 輸25	17	○ 輸25	18	○ 輸43	19	× 輸50	20	× 報告
21	× 期限更新	22	○ 期限更新	23	○ 運賃制度	24	○ 運賃処理	25	× 車12+13
26	× 車12+13	27	○ 運38+車62	28	× 車67	29	○ 点検別表	30	○ 保安43-4
31	× 事故2+3	32	× 事故2+3	33	× 事故2+3	34	○ 特施31	35	○ 特施12+35

問1において、項数・号数の表現は原文通りです。

問2に新型設問はありません。